

長崎市消費生活相談員の募集

職務内容	消費生活に関する相談、苦情処理のあっせん事務、消費者教育など
応募資格	次のいずれかの資格を有する人 ① 内閣府が認定する消費生活相談員 ② (独) 国民生活センターが付与する消費生活専門相談員 ③ (一財) 日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー ④ (一財) 日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント
募集人員	1人
募集期間	随時
任用期間	任用始期～令和7年3月31日(月)(再度の任用制度あり) ※任用始期については希望があれば要相談
勤務形態	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)
勤務時間	火曜日～日曜日の午前10時～午後6時(職務により時差出勤あり)週35時間
休日等	週休2日 原則月曜日及び土・日曜日のいずれか休み(ただし、祝日は交代出勤。振替で対応)、年末年始(12月29日～1月3日) 年次有給休暇 任期に応じて(任用初年度0～10日)時間休暇取得可
報酬	月額217,694円(任用初年度:令和6年度)
賞与	年2回(任期による)
通勤手当	有(2km以上、上限あり)
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
申込方法	履歴書(自筆、写真貼付)、応募動機のレポート(800字程度)、資格取得、修了を証する書類(写)を消費者センターへ郵送または持参
選考方法	書類審査及び面接を実施 面接日は随時決定
問合せ先	消費者センター(電話829-1500)岡村、石嶋